様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 令和６年　９月３日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃ まるやませいさくしょ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社丸山製作所  （ふりがな） うちやま　たかはる  （法人の場合）代表者の氏名 　内山　　 剛治  住所　〒１０１－００４７  東京都千代田区内神田三丁目４番１５号  法人番号　5010001008788  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 2023年9月期　統合報告書 2. 有価証券報告書 3. ホームページ『DXへの取り組みについて｜DX事業戦略』 4. ホームページ『DXへの取り組みについて｜経営者DX推進メッセージ』 | | 公表日 | 1. 2023年9月30日 2. 2023年12月21日 3. 2023年9月29日 4. 2023年9月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. P10-11、第8次中期経営計画の概要   <https://www.maruyama.co.jp/assets/pdf/library/report/20230930.pdf>   1. P10-11、第一部第2-1　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等   <https://www.maruyama.co.jp/assets/pdf/library/securities/2023_04.pdf>   1. <https://www.maruyama.co.jp/company/dx.html> 2. <https://www.maruyama.co.jp/company/dx_message.html> | | 記載内容抜粋 | 【自社の競争環境に係る影響の認識】  （④経営者DX推進メッセージより抜粋）  近年のデジタル技術の急速な進化は、私たちの暮らしやビジネスに大きな変革をもたらしており、企業として持続可能な成長を目指すにはDXによるイノベーションが必要不可欠だと考えております。  【企業経営の方向性】  （③ホームページDX事業戦略より抜粋）  当社グループは「食・水・環境」の社会課題の解決に向けてデジタル（DX）を活用し「製品・サービス」「ビジネスプロセス」「働き方・人材育成」の変革により社会に貢献する企業を目指します  【情報処理技術の活用の方向性】  （①統合報告書P11第2段落より抜粋）  成長の基盤として日本市場の課題解決に向けてスマート農業機器やIoT・センサー技術を活用した製品などを投入するとともに、～中略～　販売していきます。  （②有価証券報告書P10第2-1(3)②、④より抜粋）  DX・IoT技術を活用し、新しい成長事業の創出にチャレンジしてまいります。  農業用機械分野におきましては、農業用ドローンをはじめとし、大型製品につきましてもスマート農業に対応した機器の開発はもとより、IoT技術やセンサー技術を搭載した製品の開発　～中略～　を図ってまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議を経て内容を確定させた統合報告書の中で第8次中期経営計画との関係性にも言及している等（P11左下部）、経営課題に対応する手段としてDXを捉えている経営層の認識を上記に挙げたいずれの媒体においても説明しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 2023年9月期　統合報告書 2. 有価証券報告書 3. ホームページ『DXへの取り組みについて｜製品・サービスの変革』 4. ホームページ『DXへの取り組みについて｜ビジネスプロセスの変革』 5. ホームページ『DXへの取り組みについて｜DX事業戦略』 6. ホームページ『DXへの取り組みについて｜働き方の変革・人材育成』 7. ホームページ『DXへの取り組みについて｜DX取り組み事例』 8. プレスリリース『丸山製作所グループ、IT 戦略を企画・遂行する新会社「M‐Innovations 株式会社」を設立』 | | 公表日 | 1. 2023年9月30日 2. 2023年12月21日   ③～⑦ 2023年9月29日  ⑧ 2024年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. P10-11、第8次中期経営計画の概要   <https://www.maruyama.co.jp/assets/pdf/library/report/20230930.pdf>   1. P10-11、第一部第2-1　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等   <https://www.maruyama.co.jp/assets/pdf/library/securities/2023_04.pdf>   1. <https://www.maruyama.co.jp/company/dx_product.html> 2. <https://www.maruyama.co.jp/company/dx_process.html> 3. <https://www.maruyama.co.jp/company/dx.html> 4. <https://www.maruyama.co.jp/company/dx_workstyle.html> 5. <https://www.maruyama.co.jp/company/dx_case.html> 6. <https://www.maruyama.co.jp/news/pdf/20240401.pdf> | | 記載内容抜粋 | （①統合報告書P11第2段落より抜粋）  成長の基盤として日本市場の課題解決に向けてスマート農業機器やIoT・センサー技術を活用した製品などを投入するとともに、～中略～　販売していきます。  （②有価証券報告書P10第2-1(3)②、④より抜粋）  DX・IoT技術を活用し、新しい成長事業の創出にチャレンジしてまいります。  農業用機械分野におきましては、農業用ドローンをはじめとし、大型製品につきましてもスマート農業に対応した機器の開発はもとより、IoT技術やセンサー技術を搭載した製品の開発　～中略～　を図ってまいります。  （③ホームページ製品・サービスの変革およびビジネスプロセス変革より抜粋）  M-CRMの展開  データ活用による予知保全  ⇒トラブルを未然に回避し、適期防除を実現します。  ドローンの活用  ドローン+センシング技術のデータ活用による精密散布への取り組み  ⇒可変施肥等の技術を確立し、少ない資源で大きな収穫を目指します。  電子パーツリストの運用  一般公開し、迅速かつ正確な補用部品の供給を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議を経て内容を確定させた統合報告書の中で第8次中期経営計画との関係性にも言及している等（P11左下部）、経営課題に対応する手段としてDXを捉えている経営層の認識を上記に挙げたいずれの媒体においても説明しております。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. DX事業戦略実現のための組織｜DX推進体制 2. 働き方の変革 3. P1、新会社設立の背景、P2、M-Innovations概要 | | 記載内容抜粋 | 【DX推進体制】  取締役会：執行状況全般の監視、統制  代表取締役社長：実務執行責任者  経営企画室：DX戦略の統括  DX推進室：DX戦略の立案・実行  M-Innovations株式会社・IT企画室：IT基盤構築の戦略を含めた企画遂行  【戦略の推進に必要な人材育成・確保】  DX人材の育成強化  全社員を対象にDX学習機会を設定し、社員の知識向上に取り組んでいます。  DX人材として全社から50名を選定し教育 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. DX取り組み事例   ⑥ 働き方の変革 | | 記載内容抜粋 | （⑦DX取り組み事例より抜粋）  マイクロソフトのAzureシステムを使用した仮想デスクトップシステム（AVD）の導入  2021年8月には出社率78.4%の削減を達成  （⑥働き方の変革より抜粋）  Microsoft365、AVD（Azure Virtual Desktop）の活用  在宅勤務70%以上を可能にし、時間や場所にとらわれないコミュニケーション体制を構築  デジタル技術の活用により、業務の生産性を高めています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ホームページ『DXへの取り組みについて』内  DX事業戦略（達成の指標） | | 公表日 | 2023年9月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DX事業戦略（達成の指標）  <https://www.maruyama.co.jp/company/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 達成の指標  　利益率の向上  既存事業の成長  財務体質・人材育成・リスク管理の強化 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年9月29日 | | 発信方法 | ホームページ『DXへの取り組みについて』内  経営者DX推進メッセージ  <https://www.maruyama.co.jp/company/dx_message.html> | | 発信内容 | 経営者DX推進メッセージにおいて、企業として持続的な成長を目指すためのDXによるイノベーションが必要不可欠であり、ステークホルダーの皆様によってより良い製品・サービスを提供し続けるためにDXを推進する旨を代表者より宣言しております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　4月頃 | | 実施内容 | 今回の申請に合わせて所定フォーマットに基づく自己診断を実施しております（添付資料）。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2009年頃　～　継続中 | | 実施内容 | 関係者が出席するIT委員会を定期的に開催し、関連する話題についての主たる担当となる関係者間での協議を行っており、業務執行会議において全社業務執行に関わる関係者に対する周知を行っております。  【基本的な対応】  ・外部委託による状況監視、リスクが認められた際には個別に対応  ・上記運用状況について管理対象に応じて頻度や開催形態を調整した上で定期的に全体レビューを実施  ・社内システム操作やデータ閲覧にアクセス制限をかけ、外出時等は仮想デスクトップ接続を利用するよう統制  ・上記各対応の運用状況をJ-SOX　IT全般統制の中で確認  ・個別協議を行うべき事案が発生した場合にIT委員会にて提起、審議の上で対策を実行  【対応事例】  WEBサーバで利用しているOSにおいて公式の保守期限が到来したため、セキュリティリスク低減のためのOS更新実施をIT委員会で審議、決定し、対応 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。